

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見公募要領

令和8年6月15日
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

エネルギー安定供給の確保、GXの実現に向けては、需要側におけるエネルギー使用の合理化、非化石エネルギーへの転換を進めることが重要です。家庭部門は、最終エネルギー使用量の約15%を占めており、中でも給湯分野のエネルギー使用量が最も大きな割合を占め、約30%に上ります。従って、給湯分野のエネルギー使用について、更なる合理化や非化石エネルギーへの転換を進めていくことが効果的です。

この対策として特に有効な手段が、より効率の良い給湯器（以下、「高効率給湯器」という。ヒートポンプ給湯器、家庭用燃料電池、ハイブリッド給湯器を指す。）の普及拡大であり、国は補助金等の措置により対応を進めておりますが、持続的な普及拡大に向けては制度的手当ても必要です。係る観点から、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会（2024年7月26日）において、家庭用の給湯器を対象とした省エネ・非化石エネルギー転換に向けた制度の大枠が示され、2025年4月より総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 家庭用温水機器判断基準ワーキンググループにおいて、制度の詳細について審議を行い、エネルギー種横断で化石エネルギーの消費量の削減を図るべく、製造事業者等は自ら目標を設定・公表し、それを達成することを求め、国は目標設定に当たって目安を示す制度を2025年5月に取りまとめました。今回の政令改正は、標記ワーキンググループにて取りまとめられた制度に必要な改正を行うものです。

つきましては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省別館4階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年6月15日（月）～令和8年7月15日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。
住所：〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
トップランナー制度担当 あて
- (3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。
メールアドレス：bz1-toprunner-shoene@meti.go.jp
（電子メールの件名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見」としてください。）
- ※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

